

## 横浜市磯子区生活支援センター 平成25年度事業計画

平成18年11月に開所した当生活支援センターは、7年目を迎えます。25年度より、新たに「指定特定相談支援事業所」の事業所指定を受け、これまで区役所で行ってきたサービス利用計画案の作成等の「計画相談支援」業務を導入することにより、相談機能を強化し、地域の精神保健福祉の更なる充実を図ります。

### 【施設の方針】

磯子区生活支援センターは、日常生活の支援を通し、一人ひとりが「あんしん」や「つながり」を実感できるような地域づくりを目指します。

### 【平成25年度の重点事業】

上記の方針に基づき、次の3点に重きを置き、事業を実施します。

#### 1 「基本相談支援」の充実

##### (1) 来館している当事者に対して

スタッフの側から積極的に声を掛け、来館時やプログラム時の様子から生活上の変化について注意を払います。継続的な支援が必要な方については、「個別支援計画」を作成し、支援方針を共有します。

##### (2) 来館が困難な当事者に対して

来館が困難な当事者に対しては、これまでも訪問支援を行ってまいりましたが、更に多くの方との「つながり」が実現するよう積極的に訪問支援を進めます。また、定期的に訪問を行う方については、「個別支援計画」を作成し、支援方針を共有します。

SOSの発信が苦手な当事者もいるため、来館が遠のいた方については、当生活支援センターの側から積極的に連絡を取り、必要な支援を行います。

#### 2 「計画相談支援」の導入（新規）

自立支援法内のサービスを利用する当事者の希望に応じ、「サービス利用計画」を作成し、その後も一定期間ごとにモニタリングを行います。

また、当事者による「セルフプラン」の作成の支援も行います。

#### 3 うつ病に関する事業の継続

依然として、うつ病に関する相談が多く寄せられていることから、引き続き、うつ病に関する事業を開催します。

##### (1) うつ病「当事者交流会」

うつ病を抱える当事者が集まり、「日々の思いを語り合える場」「情報交換ができる場」として毎月、開催します。

##### (2) うつ病「家族交流会」

うつ病を抱える当事者のご家族が「自分の気持ちを語れる場」「思いを共有できる場」「情報交換が出来る場」として毎月、開催します。

## 【実施事業】

### 1 相談支援

住みなれた地域で日々安心して自分らしい生活が送れるよう、当事者をはじめ、ご家族、関係機関スタッフ等の相談に随時応じます。特に継続した支援が必要なケースについては、「個別支援計画」を作成し、支援方針を共有します。また、必要に応じて、区福祉保健センターや医療機関等の関係機関と連携を図ります。

#### (1) 電話相談

受付時間 9時から21時まで

#### (2) 面接相談

受付時間 9時から21時まで

#### (3) 訪問・同行

引き続き、来館が困難な当事者には自宅を訪問したり、受診同行が必要な当事者に対して、医療機関に同行する等、必要に応じて訪問・同行支援を行います。

#### (4) 嘱託医相談

精神科 月3回

内科 月1回

### 2 場の提供

当事者に「過ごす場」を提供するとともに「各種のプログラム」や「サークル活動の場」を提供します。いずれも活動を通じて、「何かに取り組むことの楽しさ」や「利用者同士の交流の場」を提供することを主目的とします。

#### (1) 過ごす場の提供

開館時間 9時から21時まで

#### (2) 各種プログラムおよびサークル活動

参加者の一人ひとりが、他者との「つながり」を感じられるように展開します。また、利用者の希望に応じ、随時、新たな活動も展開していきます。

プログラム・サークル名	目的・内容
統合失調症の「当事者交流会」	統合失調症を抱える当事者の学習の場や交流の場（年2クール）
うつ病の「当事者交流会」	うつ病を抱える当事者の学習の場や交流の場（月1回）
書道教室	書を通じて、何かに取り組むことの楽しさを味わう（月1回）
女子会	女性だけで集まり、茶話会や創作活動などを行う（月1回）
歌声広場	ギターやピアノの伴奏のもと、皆で合唱をする場（月1回）
カフェ	飲み物を飲みながら参加者同士の会話を楽しむ場（毎週）
就労者の会	就労中の当事者の交流の場・支え合いの場（隔月）
昼食会	参加者で調理をしたり、皆で食事を摂る楽しみを味わう（月1回）
利用者ミーティング	センターや日々の生活に関する意見交換・情報交換の場（月1回）
季節行事	花見やクリスマス会などを開催し、季節感を味わう（適宜）
地域行事への参加	夏祭りなど、地域の行事に参加し、地域との交流を図る（適宜）

### (3) 当事者活動

ピア活動に関して、より一層、職員の理解を深めるため、勉強会への参加や他施設見学等を行います。

利用者に「ピア活動を紹介する」と共に利用者の主体性を尊重した「ピア活動の実践」に取り組みます。

特に自主活動を開催しているグループについては、これが継続・発展できるよう必要な支援を行います。

## 3 各種サービスの提供

利用者が生き生きと地域生活を送ることができるように、各種のサービスを提供します。

### (1) 夕食サービス

1回 400円程度

申込受付 前日から当日の15時まで

(「月間注文表」であらかじめ注文することも可能です)

### (2) 入浴サービス

1回 100円

### (3) ランドリーサービス (洗濯機と乾燥機の利用)

1回 100円 (両方の使用で100円)

### (4) インターネット・印刷サービス

10分10円 ・ 1枚10円

## 4 家族支援

当センターでは、ご家族と同居している利用者が多く、ご家族からの相談も多く寄せられるため、通年でご家族に対する支援を行います。

事業名	目的・内容
なぎさ会 (家族会) 例会	ご家族との情報交換の場・意見を聞く場として例会に参加 (月1回)
統合失調症の「家族交流会」	統合失調症の当事者を家族に持つ方の学習の場や交流の場 (家族会・磯子区役所と共催で開催します)
うつ病の「家族交流会」	うつ病の当事者を家族に持つ方の語りの場・交流の場 (月1回)

## 5 広報・啓発活動

地域の方々に精神障害に関する理解を広めるとともに、当センターの機能や事業内容を周知し、利用促進を図ります。

### (1) 地域ケアプラザとの連携

区内の各地域ケアプラザとの共催で講座会等を行い、「精神障害に関する理解」を広めるとともに「生活支援センターの機能の周知」を図ります。

## (2) 「7周年記念イベント」

屏風ヶ浦地域ケアプラザと共催の記念イベントを行い、「精神障害に関する理解」を広めるとともに「生活支援センターの機能の周知」を図ります。

## (3) 「生活支援センターだより」

「生活支援センターだより」を毎月発行し、市内の関係機関（医療機関・作業所・グループホームなど）に配布します。また、ホームページ上でも閲覧できるようにします。

## (4) 機関紙「うえるかむ」

機関紙を年一回、発行し、地区センターや地域ケアプラザなど、区内の施設に設置します。また、区内全域の回覧版を活用し、「精神障害に関する理解」を広めると共に「生活支援センターの機能の周知」を図ります。

## 6 地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に入院している方に対して、入院が長期化しないように病院を訪問し、退院に向けた支援を行います。また、退院後も安心して地域での生活を送ることができ、再び入院することがないように保健・医療・福祉が連携して必要な福祉サービスが受けられるよう支援をします。

## 7 自立生活アシスタント事業

単身等で生活する精神障害者が安定した生活を送れるよう、訪問による生活支援や家族・近隣・職場等との連絡調整を的確に行います。また、地域生活を支えるために、地域の資源やサービスの実施機関等と連携して支援体制を作ります。

## 8 地域連携・交流の推進

当事者が地域でより暮らしやすい社会にするため、日常的に地域の関係機関・団体や住民の方などとの連携や交流を推進するとともに地域に開かれた生活支援センターづくりを進めます。

### (1) 運営連絡会の開催

生活支援センターの運営について種々ご意見をいただき、生活支援センターの運営に反映させて行く場として、運営連絡会を年2回開催します。

### (2) 関係機関との連携

区自立支援協議会等、関係機関との連絡会議に積極的に参加し、地域課題の把握や情報の共有化を図ります。

## 9 事故対策・安全管理

- (1) 事故の発生を未然に防ぐため、日頃から安全管理意識を高め、事故等の緊急時には、整備している「安全管理マニュアル」に基づき、迅速かつ的確な対応を行います。
- (2) 屏風ヶ浦地域ケアプラザと共同で防災訓練を年2回程度、実施します。
- (3) 横浜市との協定に基づき非常災害時の地域の避難拠点として機能します。

## 10 個人情報管理

個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。当財団においては、「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するため、定期的に職員研修を行っています。

なお、登録者台帳等、個人情報があるパソコン、メモリースティック、書類等は、業務終了時に書庫内に収納し、施錠します。

## 11 人材育成・資質向上

生活支援センター職員は、常に精神等に障害のある人たちが置かれている現状に問題意識を持ち、研修にも積極的に参加し、資質の向上に努めます。

また、日々の職員会議や月1回の職員全体会議において、利用者の状況を常に把握し、必要に応じ、ケースカンファレンスの開催や個別支援計画の作成を行います。

## 12 苦情の解決

生活支援センターは、その提供したサービスに関するご利用者又はご家族等からの苦情については苦情受付の窓口を設置し、迅速で適切な解決を図ります。

また、利用者ミーティングの開催やフリースペースに設置している意見箱等を通じて、利用者からの意見に耳を傾けて、センターの運営に反映させます。

平成25年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市磯子区生活支援センター

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	64,865,000	44,755,000	7,049,000	13,061,000	
<b>合 計</b>	<b>64,865,000</b>	<b>44,755,000</b>	<b>7,049,000</b>	<b>13,061,000</b>	
<b>【支出】</b>					
科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
<b>人件費</b>	<b>56,225,000</b>	<b>37,672,000</b>	<b>6,184,000</b>	<b>12,369,000</b>	
所長	3,743,000				
常勤職員	26,449,000				
非常勤職員	12,349,000				
アルバイト	2,350,000				
調理アルバイト	2,406,000				
嘱託医賃金	1,008,000				
法定福利費	6,028,000				
退職給与引当金	1,700,000				
福利厚生費	54,000				
労務厚生費	138,000				
<b>施設管理費</b>	<b>4,530,000</b>	<b>3,714,000</b>	<b>453,000</b>	<b>363,000</b>	
光熱水費	1,634,000				
庁舎管理	2,698,000				
修繕積立金	300,000				
利用者負担金充当分	△ 102,000				入浴・洗濯・インターネットサービス実施徴収額光熱水費充当分
<b>運営費</b>	<b>4,110,000</b>	<b>3,369,000</b>	<b>412,000</b>	<b>329,000</b>	
旅 費	415,000				
消耗品費	916,000				事務用消耗品費。訓練材料費
印刷製本費	126,000				
修繕費	300,000				
通信運搬費	538,000				
賃借料	401,000				
備品等購入費	883,000				
保険料	110,000				
雑費	421,000				各種会費、研修参加費、講師謝金ほか
<b>本部繰入金</b>					
<b>合 計</b>	<b>64,865,000</b>	<b>44,755,000</b>	<b>7,049,000</b>	<b>13,061,000</b>	